

## 白馬村地域公共交通会議設置要綱

〔平成 19 年 12 月 27 日〕  
白馬村告示第 3 4 号

(目的)

第 1 条 白馬村地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の規定に基づき、地域の実情に即した住民生活に必要な輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項  
(交通会議の構成員及び任期)

第 3 条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 村長
  - (2) 長野県企画局交通政策課長
  - (3) 北安曇地方事務所長
  - (4) 大町建設事務所長
  - (5) 大町警察署白馬村交番所長
  - (6) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
  - (7) 公募による村民
  - (8) 北陸信越地方運輸局長長野運輸支局長又はその指名する者
  - (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表
  - (10) 村長が指名する村職員
- 2 前項に規定する第 2 号から第 10 号までの委員は、村長が任命する。
- 3 委員の任期は、任命の日から 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 交通会議に会長、副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は交通会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は委員長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 交通会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができないものとする。

- 3 やむを得ない理由により交通会議を欠席する委員は、他の委員へ書面により委任することができるものとする。この場合において、書面により委任した委員は出席した者とみなす。
- 4 交通会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 交通会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより委員の意見交換等が不当に行われるおそれ等がある場合は、会議で決するところにより非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、交通会議の会議に、関係者を出席させ、意見等を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が整った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(検討委員会)

第8条 交通会議は、必要に応じて協議事項の一部について調査、検討作業等を行うために、検討委員会を設置することができる。

2 検討委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬等)

第9条 委員の報酬及び費用弁償については、本村各種委員の例により支給する。

(事務局)

第10条 交通会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この告示の施行後、最初に招集すべき会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、村長が招集する。